



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶（かなう）」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、
ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安...
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☞ **ご相談先は裏面に！**

ご存知ですか？「信託目録」(1)

不動産を信託財産とした場合、「信託の登記」が必要になります。

不動産登記というのはなかなかマニアックな制度で、法律でとても細かくルール化されているほか、過去に積み上げられたレアケースにおける対処法が「登記先例」と呼ばれる行政通達等の形式で文書化されています。

例えば「こんな登記申請をする場合、AとBとCの情報を申請書に記載せよ！」などのルールがあり、登記申請を業とする私たち司法書士は、このような膨大なルールに合致する書類作成を求められるのです。

ところで、詳細なルールがあるということは、結果として誰が申請して

も同じ結論になるという意味で、とてもシステムティックな制度であるともいえるのですが、信託の登記は、そういうわけにはいきません。

信託登記の申請があると、登記手続きを処理する登記官は信託の内容が記録された「信託目録」を作成し、これを登記記録の一部として公示することになります。

しかし、多くの方が誤解されているのですが、「信託契約書」そのものは、登記申請に際し法務局に提出しません。つまり、信託目録にどのような内容を記録すればよいのかが、登記官にはわからないわけです。そこで登記申請に携わる司法書士に対し、信託目録に記

録すべき“必要十分”な情報を抽出させ、抽出された情報をそのまま信託目録に記録するのが実務の取扱いなのです。

制度設計における自由度の高さが信託の特徴ですが、逆に言えばその内容は千差万別。このため他の登記のように「記載事項はA・B・C」と一概に決めることはできません。このため、信託目録に記録される事項は案件ごとに異なります。

ところで、登記は公示機能、つまり「見て分かる」ことが重要です。契約条項がそのまま転記された冗長な登記では、見る気すら失せてしまいませんか？「何を書くのか？」これこそ司法書士の腕の見せ所！【続く】

民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします！！

Q・私には息子と娘があり、妻は数年前に他界しました。私は事業を営んでいるので、後継者である息子に資産を承継させたいと考えており、娘もその点は納得しているのですが、息子はやや少し体が弱い点が心配です。息子が万が一のことがあった場合、息子の配偶者に資産が移ってしまうと、娘が少しかわいそうな気がします。娘に何らかの形で財産を遺す方法はないでしょうか

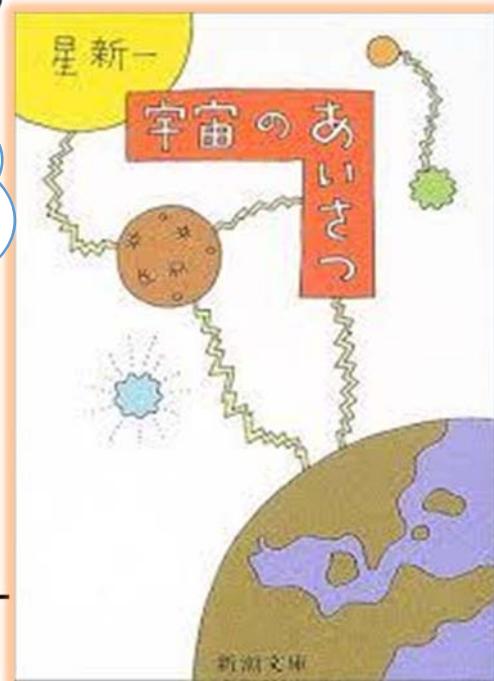


財産が息子さんに相続されると、息子さんが亡くなったときの相続人は配偶者だけで、娘さんには相続されないことがわかります。このように相続という制度だけでは、財産承継に限界があります。

しかし、民事信託を利用すると息子さんから娘さんに財産承継を行うことができます。最初の受益者に息子さん、息子さん死亡後は娘さん、とすればご相談者の希望が叶うこととなります。受託者に関しては一般社団法人を設立するなどして対応することができますので、財産管理の面でもご心配される必要はありません。

職業柄、司法書士は書籍に触れる機会が多いです。
その書籍の中から、自分だけでなく皆さんにも手に取って
読んでいただきたい本を紹介したいと思います。

メンバーお勧め
「この1冊」
By 小林



第4回 『宇宙のあいさつ』 星新一

地球人はメール星人との交流を始めた。メール星人は穏やかで平和的な種族らしい。あるとき、メール星から友好の証として「繁栄の花」という植物が送られてきた。それは、今までにない美しい花で、見る者全てを虜にした。そして、地球人はこの花を勝手に増やすことを思いつく。相手は遠い彼方の星だ、軍備もろくにない、文句を言うてくるようなら攻め込んでしまえ。繁栄の花はあつという間に世界中に広がり、人々を熱狂させた。しかし、やがて地球人は気付く、この花がどんな方法を使っても枯れないことを…そんな時、メール星の使節団を乗せたロケットがやってきた。（「繁栄の花」より）

私が中学1年の時、国語の授業で読んだ物語です。わずか8ページの短編ながら、人の営みの黒い部分がシュールに描かれていて、特に最後のオチは衝撃でした。このほか一冊の中に30以上の話が詰まっています、そのどれもがSF独特の世界観と意外な結末を持っています。半世紀近く前の作品でありながら、現代にも通じるメッセージを放ち、古さを感じさせません。そして、おぞましい気分になる読後感は病みつきになります。仕事の合間にも読める分量、読みやすさですので是非、お試し下さい。

報酬表



司法書士が業務を行ったときに受ける報酬については、各司法書士が自由に定めることになっています。

自由といっても、司法書士の報酬は、その額や算定方法・諸費用を明示し、依頼者との合意によって決定することになっています。司法書士の業務は定型的に進めることができる事案がある一方で、オーダーメイドで対応しなければならない事案もあります。定型的な事案であれば容易に報酬をその額や算定方法・諸費用を明示することができますが、オーダーメイドの事案ではその明示が難しいです。

「信託」の手続もオーダーメイドの事案であり「叶」でも報酬について議論していますが、なかなか結論を出すことができないのが現状です。（本木）



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。